

平成30年度末 鉄軌道駅における駅の段差解消への対応状況について

平成31年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日当たりの 平均利用者 数が3千人 以上の駅数 A	段差が解消されている駅※1			移動等円滑化基準第4条に適合している 設備により段差が解消されている駅※2		
			うち3千人以 上の駅数 B	3千人以上 の駅に対す る割合(%) (B/A)*100		うち3千人以 上の駅数 C	3千人以上 の駅に対す る割合(%) (C/A)*100	
JR北海道	413	46	49	38	82.6%	47	36	78.3%
JR東日本	1,644	559	714	505	90.3%	703	502	89.8%
JR東海	401	108	215	102	94.4%	136	99	91.7%
JR西日本	1,174	378	603	352	93.1%	497	343	90.7%
JR四国	259	15	150	13	86.7%	44	12	80.0%
JR九州	566	119	200	104	87.4%	174	103	86.6%
JR旅客会社6社 小計	4,457	1,225	1,931	1,114	90.9%	1,601	1,095	89.4%
東武鉄道	200	131	143	127	96.9%	137	126	96.2%
西武鉄道	91	80	85	80	100.0%	84	80	100.0%
京成電鉄	65	58	57	56	96.6%	56	55	94.8%
京王電鉄	69	69	69	69	100.0%	68	68	98.6%
小田急電鉄	70	70	70	70	100.0%	70	70	100.0%
東急電鉄	87	86	87	86	100.0%	87	86	100.0%
京浜急行電鉄	72	72	72	72	100.0%	72	72	100.0%
相模鉄道	25	24	25	24	100.0%	25	24	100.0%
名古屋鉄道	272	155	246	146	94.2%	204	127	81.9%
近畿日本鉄道	283	156	245	150	96.2%	149	128	82.1%
南海電気鉄道	100	62	67	57	91.9%	61	56	90.3%
京阪電気鉄道	88	63	77	62	98.4%	65	61	96.8%
阪急電鉄	87	87	84	84	96.6%	79	79	90.8%
阪神電気鉄道	49	46	44	42	91.3%	42	42	91.3%
西日本鉄道	72	30	61	28	93.3%	32	26	86.7%
大手民鉄15社 小計	1,630	1,189	1,432	1,153	97.0%	1,231	1,100	92.5%
東京地下鉄	138	138	138	138	100.0%	134	134	97.1%
札幌市交通局	46	46	46	46	100.0%	43	43	93.5%
仙台市交通局	29	29	29	29	100.0%	29	29	100.0%
東京都交通局	95	95	95	95	100.0%	77	77	81.1%
横浜市交通局	40	40	40	40	100.0%	40	40	100.0%
名古屋市交通局	85	85	85	85	100.0%	84	84	98.8%
京都市交通局	31	31	31	31	100.0%	31	31	100.0%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	100	100.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	25	24	25	24	100.0%	19	18	75.0%
福岡市交通局	35	35	35	35	100.0%	35	35	100.0%
地下鉄10社局 小計	624	623	624	623	100.0%	592	591	94.9%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	6,711	3,037	3,987	2,890	95.2%	3,424	2,786	91.7%
中小民鉄、路面電車等 小計	2,753	549	1,775	517	94.2%	1,126	455	82.9%
鉄軌道全体 合計	9,464	3,586	5,762	3,407	95.0%	4,550	3,241	90.4%
(参考) 平成29年度末の数値	9,479	3,575	5,664	3,375	94.4%	4,458	3,192	89.3%

※1. 「段差が解消されている駅」とは、エレベーターなどの設備により、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。

※2. 「基準第4条に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、※1「段差が解消されている駅」のうち、基準に適合している設備(開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなど)により、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。